



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 8月13日金曜日 第1583号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（内海村）.....	861
字の区域の変更（ " ）.....	861
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	861
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可.....	861
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の許可（2件）.....	862
一部事務組合の規約の変更許可（3件）.....	862
医師の指定.....	862
医療機関の指定（2件）.....	863
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	863
指定居宅支援事業の廃止（3件）.....	864
保安林の指定.....	865
保安林の指定の解除.....	865
海岸保全区域の指定の一部改正.....	865
道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....	867
道路の区域変更（県道石鎚丹原線）.....	867
道路の供用開始（県道湯山高縄北条線）.....	867
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	867
道路の供用開始（ " ）.....	868
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	868
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	868
道路の供用開始（ " ）.....	868
道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	869
道路の供用開始（ " ）.....	869
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	869
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	869
道路の供用開始（ " ）.....	870
開発行為に関する工事の完了.....	870
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	870

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 870

告 示

○愛媛県告示第1712号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、内海村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は内海村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
内海村魚神山179の3、205の1、205の2、205の5、206及び207の地先	1,094.25

○愛媛県告示第1713号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、内海村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
魚神山	内海村魚神山179の3、205の1、205の2、205の5、206及び207の地先公有水面埋立地	1,094.25

○愛媛県告示第1714号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 増減内容
久万町、面河村、美川村及び柳谷村の脱退
- 増減年月日
平成16年 7月31日
- 増減許可年月日
平成16年 7月28日

○愛媛県告示第1715号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 減少等の内容
 - 減少内容
組合を組織する地方公共団体のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年 8月 1日から組合を久万高原町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。
 - 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち久万凶荒豫備組合が解散することに伴い、組合の規約を変更する。
- 減少等の年月日
平成16年 8月 1日

3 減少等の許可年月日

平成16年7月28日

○愛媛県告示第1716号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少を許可した。

平成16年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年8月1日から組合を久万高原町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

2 減少年月日

平成16年8月1日

3 減少許可年月日

平成16年7月28日

○愛媛県告示第1717号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少を許可した。

平成16年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年8月1日から組合を久万高原町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

2 減少年月日

平成16年8月1日

3 減少許可年月日

平成16年7月28日

○愛媛県告示第1718号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規約の変更を許可した。

平成16年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1721号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年8月1日から組合を久万高原町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年8月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年7月28日

○愛媛県告示第1719号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成16年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年8月1日から組合を久万高原町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年8月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年7月28日

○愛媛県告示第1720号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり上浮穴郡生活環境事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する久万町、面河村、美川村、柳谷村及び小田町のうち久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し久万高原町となることに伴い、平成16年8月1日から組合を久万高原町及び小田町が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年8月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年7月30日

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	大洲中央病院	藤原 寿 照	大洲市東大洲5番地	平成16年8月1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	橋 田 英 俊	温泉郡重信町横河原366番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	武 内 克 介	宇和島市住吉町二丁目6番24号	〃
肢体不自由・じん臓・小腸機能障害	外 科	〃	松 原 淳	〃	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	山 田 郁 史	〃	〃
〃	脳神経外科	〃	小笠原 貞 信	〃	〃
肢体不自由・呼吸器機能障害	内 科	明屋敷診療所	星 加 泰 宏	西条市大師町182番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	〃	医療法人紫愛会石川病院	村 松 明 美	四国中央市上分町732番地1	〃
視 覚 障 害	眼 科	公立学校共済組合四国中央病院	岡 本 敬 子	四国中央市川之江町2233番地	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	市立宇和島病院	山 下 与 企 彦	宇和島市御殿町1番1号	〃
肢 体 不 自 由	内 科	内海村国民健康保険内海診療所	大 西 展 樹	南宇和郡内海村柏382番地	〃

○愛媛県告示第1722号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1-13		平成16年8月1日

○愛媛県告示第1723号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番24号	腎臓、腎移植に関する医療	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1724号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300142110	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	児童居宅介護	久万高原町社会福祉協議会障害児居宅介護事業所久万	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成16年8月1日
38000300143118	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	児童居宅介護	久万高原町社会福祉協議会身体障害者等居宅介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1725号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100152111	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	身体障害者居宅介護	久万高原町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所久万	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成16年8月1日
38000100153119	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	身体障害者居宅介護	久万高原町社会福祉協議会身体障害者等居宅介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1726号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200174114	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	知的障害者居宅介護	久万高原町社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所久万	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成16年8月1日
38000200175111	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	中 岡 登	知的障害者居宅介護	久万高原町社会福祉協議会身体障害者等居宅介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1727号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。
平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300002116	社会福祉法人久万町社会福祉協議会	上浮穴郡久万町大字久万町45番地2	中 岡 登	児童居宅介護	障害児居宅介護久万町社会福祉協議会ヘルパーセンター	上浮穴郡久万町大字久万町45番地2	平成16年8月2日
38000300114119	社会福祉法人美川村社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1	木 下 久 敬	児童居宅介護	美川村社会福祉協議会指定障害児居宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1	平成16年8月2日

○愛媛県告示第1728号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。
平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100002118	社会福祉法人久万町社会福祉協議会	上浮穴郡久万町大字久万町45番地2	中 岡 登	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護久万町社会福祉協議会ヘルパーセンター	上浮穴郡久万町大字久万町45番地2	平成16年8月2日
38000100127113	社会福祉法人美川村社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1	木 下 久 敬	身体障害者居宅介護	美川村社会福祉協議会指定身体障害者居宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1	平成16年8月2日

○愛媛県告示第1729号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。
平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200002117	社会福祉法人久万町 社会福祉協議会	上浮穴郡久万町大字 久万町45番地2	中 岡 登	知的障害者居 宅介護	知的障害者居宅介護 久万町社会福祉協議 会ヘルパーセンター	上浮穴郡久万町大字 久万町45番地2	平成16年 8月2日
38000200148118	社会福祉法人美川村 社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒 岩2923番地1	木 下 久 敬	知的障害者居 宅介護	美川村社会福祉協議 会指定知的障害者居 宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒 岩2920番地1	平成16年 8月2日

○愛媛県告示第1730号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

新居浜市大永山字土ノ峠357の9、357の10、357の13、大生院字松竹4377の2、4377の3、字障子畑4439の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

東予市実報寺乙49の2、乙50の3、乙56の3、乙129の1、乙129の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

北条市横谷字子ゴ口中谷丁131の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに係る市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1731号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

四国中央市具定町字日之尾山乙64の34

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

○愛媛県告示第1732号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

豊後水道東沿岸の表伊方港灘大浜の項、伊方港灘中之浜の項、伊方港仁田之浜岡の項及び伊方港仁田之浜外ヶ浦の項を次のように改める。

伊方港（伊方町）	灘	大浜	基点1から基点9までを結んだ線並びに基点9、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、伊方町大浜字畑尻鼻2番1の標柱 基点2は、基点1から282度50分90.20メートルの標柱 基点3は、基点2から12度10分11.240メートルの標柱 基点4は、基点3から102度10分49.80メートルの標柱 基点5は、基点4から11度30分67.30メートルの標柱
----------	---	----	---

			<p>基点 6 は、基点 5 から 336 度10分 100.00メートルの標柱</p> <p>基点 7 は、基点 6 から 316 度10分 272.00メートルの標柱</p> <p>基点 8 は、基点 7 から 296 度10分 171.00メートルの標柱</p> <p>基点 9 は、基点 8 から 326 度10分 42.00 メートルの標柱</p> <p>補助点 1 は、基点 1 から 195 度30 分 53.10 メートルの地点</p> <p>補助点 2 は、基点 2 から 234 度20 分 63.20 メートルの地点</p> <p>補助点 3 は、基点 3 から 328 度20 分 61.70 メートルの地点</p> <p>補助点 4 は、基点 4 から 321 度30 分 72.00 メートルの地点</p> <p>補助点 5 は、基点 5 から 275 度10 分 58.00 メートルの地点</p> <p>補助点 6 は、基点 6 から 230 度40 分 52.00 メートルの地点</p> <p>補助点 7 は、基点 7 から 236 度10 分 53.00 メートルの地点</p> <p>補助点 8 は、基点 8 から 238 度40 分 55.00 メートルの地点</p> <p>補助点 9 は、基点 9 から 250 度40 分 57.00 メートルの地点</p>			<p>分 62.00 メートルの地点</p> <p>補助点12は、基点12から 216 度10 分 71.00 メートルの地点</p> <p>補助点13は、基点13から 214 度10 分 71.00 メートルの地点</p> <p>補助点14は、基点14から 202 度10 分 39.00 メートルの地点</p> <p>補助点15は、基点15から 193 度10 分 40.00 メートルの地点</p> <p>補助点16は、基点16から 180 度10 分 59.00 メートルの地点</p>	
				同	仁田 之浜	岡	<p>基点16から基点18までを結んだ線 並びに基点18、補助点18、補助点17 、補助点16及び基点16を順次結んだ 線により囲まれた区域</p> <p>基点16は、伊方町中之浜字宮ノ谷 356 番 2 の標柱</p> <p>基点17は、基点16から 292 度10分 70.00 メートルの標柱</p> <p>基点18は、基点17から 327 度10分 152.00メートルの標柱</p> <p>補助点16は、基点16から 180 度10 分 59.00 メートルの地点</p> <p>補助点17は、基点17から 211 度10 分 55.00 メートルの地点</p> <p>補助点18は、基点18から 235 度10 分 50.00 メートルの地点</p>
同	同	中之 浜	<p>基点 9 から基点16までを結んだ線 並びに基点16、補助点16、補助点15 、補助点14、補助点13、補助点12、 補助点11、補助点10、補助点 9 及び 基点 9 を順次結んだ線により囲まれ た区域</p> <p>基点 9 は、伊方町大浜字神出 441 番 1 の標柱</p> <p>基点10は、基点 9 から 5 度10分10 6.00メートルの標柱</p> <p>基点11は、基点10から 336 度10分 83.00 メートルの標柱</p> <p>基点12は、基点11から 316 度10分 115.00メートルの標柱</p> <p>基点13は、基点12から 305 度10分 100.00メートルの標柱</p> <p>基点14は、基点13から 320 度10分 118.00メートルの標柱</p> <p>基点15は、基点14から 287 度10分 168.00メートルの標柱</p> <p>基点16は、基点15から 255 度10分 105.00メートルの標柱</p> <p>補助点 9 は、基点 9 から 250 度40 分 57.00 メートルの地点</p> <p>補助点10は、基点10から 255 度40 分 59.00 メートルの地点</p> <p>補助点11は、基点11から 225 度10</p>	同	同	外ヶ 浦	<p>基点18から基点26までを結んだ線 並びに基点26、補助点26、補助点25 、補助点24、補助点23、補助点22、 補助点21、補助点20、補助点19、補 助点18及び基点18を順次結んだ線に より囲まれた区域</p> <p>基点18は、伊方町仁田之浜字岡13 61番 1 の標柱</p> <p>基点19は、基点18から 302 度10分 152.00メートルの標柱</p> <p>基点20は、基点19から 284 度10分 126.00メートルの標柱</p> <p>基点21は、基点20から 269 度10分 114.00メートルの標柱</p> <p>基点22は、基点21から 290 度10分 72.00 メートルの標柱</p> <p>基点23は、基点22から 307 度40分 136.00メートルの標柱</p> <p>基点24は、基点23から 300 度10分 195.00メートルの標柱</p> <p>基点25は、基点24から 354 度40分 73.00 メートルの標柱</p> <p>基点26は、基点25から38度10分15 5.00メートルの標柱</p> <p>補助点18は、基点18から 235 度10 分 50.00 メートルの地点</p>

補助点19は、基点19から 226 度10
分 47.00 メートルの地点
補助点20は、基点20から 165 度10
分 43.00 メートルの地点
補助点21は、基点21から 186 度10
分 45.00 メートルの地点
補助点22は、基点22から 220 度10
分 46.00 メートルの地点

補助点23は、基点23から 200 度10
分 47.00 メートルの地点
補助点24は、基点24から 239 度10
分 53.00 メートルの地点
補助点25は、基点25から 271 度40
分 57.00 メートルの地点
補助点26は、基点26から 303 度10
分 45.00 メートルの地点

○愛媛県告示第1733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市郷一丁目229番3から 同市東田三丁目12番4まで 及び 新居浜市郷一丁目229番3から 同市観音原町甲982番1まで	旧	メートル 5.0～34.5	キロメートル 2.908	
			新	5.0～34.5 19.1～68.0	2.908 1.013	

○愛媛県告示第1734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	周桑郡丹原町大字願連寺20番1から 同町大字今井352番5まで	旧	メートル 6.4～8.2	キロメートル 0.437	
			新	16.0～22.4	0.437	

○愛媛県告示第1735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市別府217番2から 同市別府216番4まで	平成16年 8月13日

○愛媛県告示第1736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市八多喜町211番 1 から 同町1083番 3 地先まで	旧	メートル 10.7~46.0 11.2~46.5	キロメートル 0.121 0.124	
			新	10.7~23.8	0.121	

○愛媛県告示第1737号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市八多喜町211番 1 から 同町1083番 3 地先まで	平成16年 8月13日

○愛媛県告示第1738号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松乙519番 1 から 同大字乙521番10まで 及び 喜多郡五十崎町大字重松乙519番 1 から 同大字甲1376番 4 まで	旧	メートル 5.5~15.2	キロメートル 0.094	
			新	22.1~33.7	0.035	
		新	22.1~66.0	0.035		
"	"	喜多郡五十崎町大字重松甲1374番 1 から 同大字甲1441番 3 まで	旧	4.3~12.2 18.1~35.7	0.142 0.068	
			新	18.1~35.7	0.068	

○愛媛県告示第1739号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林217番 3 から 同大字311番 3 まで	旧	メートル 5.0~24.0 13.5~29.3	キロメートル 0.057 0.033	
			新	13.5~29.3	0.033	

○愛媛県告示第1740号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林193番 4 から 同大字311番 3 まで	平成16年 8月13日

○愛媛県告示第1741号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石11番耕地132番 7 から 同町川之石11番耕地333番 2 まで	旧	メートル 10.0～39.0	キロメートル 0.117	
			新	21.5～40.0	0.117	

○愛媛県告示第1742号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石11番耕地132番 7 から 同町川之石11番耕地333番 2 まで	平成16年 8月13日

○愛媛県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字後山197番 2 から 同字194番 2 まで	平成16年 8月13日
"	"	西宇和郡伊方町伊方越字浜通347番 3 から 同町伊方越字城の首663番 3 地先まで	"

○愛媛県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字石ヶ窪乙988番 2 から 同字乙980番 3 まで	旧	メートル 4.4～ 8.2	キロメートル 0.105	
			新	7.0～18.2	0.105	

○愛媛県告示第1745号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字石ヶ窪乙988番 2 から 同字乙980番 3 まで	平成16年 8月13日

○愛媛県告示第1746号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第26号 平成16年 8月 3 日	伊予郡松前町大字昌農内字上蔵43番 1	伊予郡松前町大字恵久美819番地 合同宿舎1313 大 政 正 英

○愛媛県告示第1747号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第 42号	宇和島市日振島1682番地	日振島漁業協同組合	宇和島市日振島1682番地 日振島漁業協同組合	平成16年 7月29日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 8月 2 日	特定非営利活動法人支援センターえひめ	松 本 良 徳	松山市谷町甲60番地 2	この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざしたサービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。